



旧年中は、多くの町民の皆様へ細川町公民館をご利用いただきありがとうございました。

昨年は長い猛暑日に加え、インフルエンザウィルス等が猛威を振るうなか、細川町夏まつり・町民文化祭等の行事も盛大に開催できましたことは、ひとえに皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。令和8年も、笑顔あふれる1年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

細川町公民館 職員一同



モルック大会

12月13日（土）細川町モルック大会を開催しました。9チーム、27名の参加がありました。

『モルック』は年齢や性別、障がいの有無に関わらず全ての人と一緒に考えながら楽しく競い合えるスポーツです。初めて参加した人もすぐに慣れて楽しくプレーができていました。

おめでとうございます！

上位入賞チーム

☆優勝：木っ端みじんズ

☆準優勝：チームORIE

☆第3位：ミオテルック



クリスマススクール

チームラボバイオウォルテックス京都

12月25日（木）あいにくの雨模様でしたが、チームラボバイオウォルテックス京都に行きました。

光や音、映像で作られた幻想的な空間の中で、多様なアート作品を見て、触れて、体を動かして楽しみました。自分で描いた生き物をバーチャル空間の水槽で泳がせたり、光や映像を組み合わせたアスレチックやトランポリン、すべり台等を体験したりする姿がありました。

日常とは異なる空間の中で、これまでにない新しい体験がたくさんできたのではないのでしょうか。

★★★ お 知 ら せ ★★★

スプリングスクール館外研修 令和8年3月26日（木）実施予定です。行き先はお楽しみに！（*^_^*）



山田錦の糰づくり体験会

山田錦を使用した糰づくりを体験しました。そして、米糰の使い方について学習しました。

糰づくり講師である村主さやかさんに米糰を使ったいろいろな料理を紹介していただきました。

ご参加の皆さんのお役に立てたかと思います。



住民学習のまとめと小中学生人権作文

前号の公民館だよりにて、11月30日（日）細川町豊かな町づくり推進大会が実施されたことをお知らせしました。今号では、そこで発表された住民学習のまとめ（抜粋）、豊地小学校6年 藤井灯弥さん・三木中学校3年 井上陽向さんが朗読した人権作文を紹介します。

令和7年度細川地区住民学習のまとめ

1 細川地推協の取組の概略について

6月18日の細川地推協総会において、令和7年度の重点目標として「人権意識と人権感覚を高め、差別のない、こころ豊かな人権文化に満ちた地域づくりをめざす。」と決定した。

6月・7月には、各地区区長さん・社会教育推進委員さん等を住民リーダーとする研修会を2回開催し、7月～8月にかけて各地区の住民学習が実施された。

2 住民学習参加状況について

今年度は全22地区で住民学習を実施し、349名の方が参加された。

今年度も、昨年同様にコロナ禍が過ぎたことで参集型の住民学習を実施する地区が増えた。結果、コロナ禍前の実績に近づきましたが昨年度と比較すると、今年度は19名の増、町人口に対する参加割合は1.0パーセント増加した。

来年度は各区長、社会教育推進委員が住民学習の実施方法等を工夫していただき、参加実績が向上しますようご協力をお願いします。

3 住民学習実績について

年代別の参加者数等について、参加者数を年代別に見ると、「60代」の方が最も多く、次に「70代」「50代」と続いている。「50代～70代」が全体の83.9%を占めている。この傾向は以前から続いており、昨年度と比べてもその傾向は強まっている。若い世代の参加者をいかに増やしていくか、参集型の住民学習会で各家庭から複数の参加をいかに促していくかが課題である。参集型の住民学習でも地区の戸数よりも多い参加の地区もあり、今後その地区の取組が参考となってくるのではないかと考えられる。

4 住民学習会の参加回数について

「5回以上」の方が最も多く、全体の80.8%を占めている。今後は、子ども達や若い世代の方が新たに参加されることを期待する。

5 研修の評価について

今年度も、自治会ごとに「開催方法」や「学習内容」を選択する方式をとった。「よい」と「まあまあよい」を合わせた肯定的(こういてき)評価は、67.3パーセントあり、昨年度とほぼ同数になっている。また、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた否定的評価は4.0パーセントであり、昨年度より3.6パーセント下がっている。学習による評価は参集型で地区の方や指導者と意見を交流できた形での住民学習会の評価が高い傾向があったが、家庭で行う学習も時間的に余裕があって良かったとの意見も多かった。今後は、毎年ではなく隔年や数年に1回は参集型で学習する方法を増やしていきたい。

<人権作文> 「言葉の使い方」

三木市立豊地小学校 6年 ふじい どうや 藤井 灯弥

インターネットは、多くの人が使っている大切な便利な道具です。ゲームをしたり、動画を見たり、友達とコミュニケーションをとったり、いろいろなことができます。でもその中でぼくが一番気をつけることは「言葉の使い方」だと思います。最近、インターネットや SNS で、よくない言葉を目にすることが増えました。たとえば、動画のコメント欄で「死ね」「消えろ」などの言葉が書かれているのを見たとき、ぼくはとても悲しい気持ちになりました。

たとえ、自分に向けられた言葉でなくてもそれを読んだだけで気分が悪くなります。もしあれが自分に言われたことだったら、どれだけ傷つくだろう、と想像してしまいます。

言葉には、目に見えない力があります。やさしい言葉には人を元気にしたり勇気づけたりする力がありますが、きつい言葉には心を傷つける力もあります。しかも、インターネットでは顔が見えないため、相手の表情も気持ちもわかりません。だからこそ、言葉を選ぶことはとても大切だと思います。

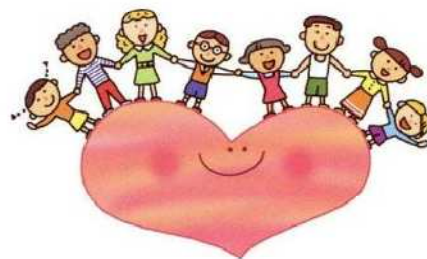
「自分さえよければいい」という気持ちで発した言葉は、誰かの心にずっと残るかもしれません。そして、それはいつか自分にも返ってくると思います。だから、ぼくは発言するときに「これを言われたら自分はどう感じるか」を考えるようにしたいです。

ぼくはまだ子どもですが、言葉を大切にすることは今からでもできると思います。短いひと言でも、人を勇気づけたり、安心させ

たりすることができます。逆に、ちょっとした悪口やからかいでも、人の心を深く傷つけてしまうことがあるのです。インターネットは小学生のぼくたちにも身近な存在です。他人事と思わずに一人一人が使い方に気をつける必要があると思います。

これから先、もし誰かがひどい言葉で傷つけられていたら、見て見ぬふりをせず、「それは良くない」と言える勇気を持ちたいと思います。そして自分自身も、相手の立場に立って言葉を選ぶような人間になりたいです。

ぼくは、今年小学校の児童会長になりました。全校生の代表としてあいさつすることたくさんあります。その時には、「言葉の使い方」に気をつけながらぼくの思いを伝えていきたいです。



<人権作文> 「私のお父さん」

三木市立三木中学校 3年 ^{いのうえ}井上 ^{ひなた}陽向

みなさんは障がいのある人に会ったり、見たことがありますか。私の家族のことについて書きたいと思います。私は五人家族で、両親と兄と弟で暮らしています。

私の父は、車いすで生活しています。三十才の時にスノーボードの事故でせきずいを損傷し、歩くことができなくなり、車いすで生活するようになりました。私が生まれる前から父は車いすだったので、私は父が歩いている姿を見たことはありません。

家の中、外や仕事でも常に車いすで生活しており、私達家族は、その生活が当たり前になっています。特に、不思議だなや変だなと思ったことはありませんでした。

父の生活について述べたいと思います。車いすの人の生活は、どのようなものが想像されることはありますか。父は全く足が動かないため、食事をする時、テレビを見る時等、くつろいでいる時も車いすに乗っています。入浴やトイレも全て自分でやっています。仕事や家族で出かける時は、車を運転します。手でアクセルとブレーキを操作して、他の人と同じように運転することができます。休みの日には、車いすバスケットボールをしたり私たちにテニスの球だしをしてくれることもあり、いつも活動的に動いています。

小学校で人権の学習をした時に、「差別」という言葉があると知りました。男女差別、障害者差別、人権差別などです。

その中で、日本には障害者差別解消法という法律があることを知りました。この法律では、障害がある人への差別をなくすことで、障害の有無にかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指していると書か

れています。自分達が障害のある人にちょっとした手助けや配りよをすれば、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながるというものです。

家で出かけた際、出かけた先で、少し困ることがあります。エレベーターがなく、階段だけの所です。そのような時、兄や私、弟と母で父を車いすごと持ち階段を上がることもありますし、周囲にいる人が「手伝いますよ」と言い、介助してくれることもあります。飲食店へ入る時も段差があると、お店の人が出てきて介助してくれたり簡易のスロープを設置して、父が入りやすいようにしてくれることもあります。介助を受けた父も「ありがとうございます。」と言うし、私達も相手の人にお礼を伝えるようにしています。おたがいに、気持ちがよい関係をきずくことができている、「また、このお店に来たいな。」と思うこともあります。

障害者差別解消法という法律を意識しなくても、おたがいを認め、尊重し、ちょっとした手助けや配りよができているなど感じることもあります。それは、なぜかと考えました。私たち家族は、障害を持つ父がいることが当たり前であり、父のことを理解しています。

どのようなことができず、どのように介助すれば、生活できるかを知っています。

社会全体が、障害あるないにかかわらず、一人一人の個性や特徴を理解し、その人の存在を認めることができれば、誰もが差別のない社会で生きていくことができるのではないかと思います。これからも家族を大切に、生きていきたいと思っています。

平成 5 年 7 月 24 日発行の「公民館だより（No.73）」掲載の『ふるさとたんほう 56 <農耕の神 天王さん（広峯神社）>』を紹介します。

復刻版

ふるさとたんほう

農耕の神

天王さん（広峯神社）

五十六

郷土史研究家

信国清

姫路に鎮座する広峯神社は、四十五代聖武天皇の天平六年（七三四）に白幣山に創建されたが、六十四代円融天皇の天禄三年（九七二）に現在地に遷座された古いお社である。御祭神は素戔鳴尊を奉祀しており、農耕の神として庶民に親しまれ、特に農村には広く信仰されて来た。素戔鳴尊は別名を牛頭天王と称した事から、此の神社は天王さんの名で親しまれている。尊は天照皇大神の弟であったが、素行が荒く乱行が多かった為、高天原を追われていち早く出雲の国に下り、出雲文化・出雲王国の祖として国造りに励まれた。こうした国土開拓のパイオニア精神が農耕の神として祀られる様になった所以である。また八岐の大蛇を退治して娘を救い、其の娘と結ばれたり、この時大蛇の体内から出て来た剣を天照皇大神に献じられたりした。此の剣が天叢雲剣で我皇位継承の三種の神器の一つである。尊はこうしたロマンに満ちた神であった。

天王さんの神主が農耕の神として広く神札を配布して廻ったので農家に敬われ天王講が生れ、あるいは地区によって天王信仰に支えられ広く普及していった。往年には、当地方にも秋の取り入れが終わった頃、神主は供を伴い各農家に神札と神砂一包を配布して、農家より御初穂の寄進を受けた。そして篤志家に宿の提供を受けながら、順次地方を廻った。天王さんの祭には眼下に播磨平野を見下ろしながら、旧知の神主より御接待を受ける御酒（トブ酒）の味は格別であった。時には天王穂と称する種粉を配布されたり、そこに神と農家との間に大きな信頼関係が生まれた。なお、神砂とは神社の背後の山で採取した山砂を折樹して少量紙に包んだもので、苗代に散布し神札は水の入口に立て、祭られた。当時はこうした事に健全な苗作りへの念願がこめられ、秋の豊年万作が期待された。毎年桜花爛漫の四月十八日の例祭には、五穀豊穡を祈願する多くの参詣者が全山に溢れる程

の盛況であったが、昭和も後半に至り、高度成長による文化生活と営農の機械化により農村の情勢が大きく変り、こうした天王信仰も薄れた。なお、貞観十八年（八七六）広峯神社より神魂を分けて京都に遷座されたのが八坂神社（祇園さん）で、途中神戸で一泊した其の跡地が、平野の祇園さんである。広峯神社（天王さん）と八坂神社（祇園さん）と其の名は異なっても、御祭神は同じ農耕の神、素戔鳴尊である。時代は流れ世相は大きく変わっても、先人達が培った農耕儀礼や信仰は消える事なく記録に留められなければならない。



（天王さんの神札）



（苗代の虫封じの祈神札）

※次回は『ふるさとたんほう 57 <敬老会の今昔>』を掲載します。

細川町子ども会「スケート教室」

12月14日（日）、PSKピュアスポーツ柏原で細川町子ども会育成協議会の「スケート教室」を開催しました。子どもたちにとって、楽しい思い出ができました。



ふれあいサロン「なごみ」クリスマス会

12月18日（木）ひまわりウインドアンサンブルの方たちにお越しいたいてクリスマス会を開催しました。クリスマスソングの演奏や歌をきいて、楽しいひと時を過ごしました。





細川町公民館カレンダー



〒673-0713

三木市細川町豊地55-1

発行 細川町 公民館

Tel 0794-86-2059

Fax 0794-86-2870

（令和8年2月）

日	曜	行 事 予 定	開 催 時 間	備 考
1	日			
2	月	移動店舗おためし運行(最終日)	15:00～	増田公民館
3	火			☆移動店舗
4	水			
5	木			
6	金			
7	土	スポーツ21 ステップエクササイズ 講師:川端敦子さん 	12:30～	
8	日			
9	月			
10	火	細川町区長協議会	19:00～	☆移動店舗
11	水	建国記念の日(休館日)		
12	木	買い物バス乗り方体験会 (道の駅よかわ) 	神姫バス 11:27発	JA兵庫みらい前 豊地
13	金	買い物バス乗り方体験会 (イオン三木) 民生委員児童委員会	神姫バス 9:44発 19:00～	JA兵庫みらい前 豊地
14	土	HOSOKAWAスキー・スノーボード教室	受付5:15 出発5:30	ハチ高原スキー場 
15	日			
16	月			
17	火			☆移動店舗
18	水			
19	木			
20	金			
21	土	スポーツ21 フープエクササイズ 講師:川端敦子さん 	12:30～	
22	日			
23	月	天皇誕生日(休館日)		
24	火			☆移動店舗
25	水	子育てキャラバン 細川ふれあいバス定例会	10:00～ 13:30～	
26	木	住民税(市・県民税)の申告 (税務課) 会場:細川町公民館 講座室 ふれあいサロン【なごみ会】	9:30～11:30 10:00～	※受付は、終了30分前までに済ませて ください。確定申告の相談はしていません ので、ご注意ください。
27	金			
28	土	月末休館日		

※掲載内容は、1月13日現在のものです。内容変更が生じる場合もありますのでその点ご了承ください。

※日曜日・振替休日の公民館閉館時間は午後5時です。

